お米購入支援事業（余市町お米クーポン券）参加申込書

余市町長　齊藤　啓輔　様

余市町お米クーポン券（以下「クーポン券」という。）取扱店舗への参加にあたり、以下の取組を実施することに同意します。

１　クーポン券の取扱いに関する措置

クーポン券の取扱いに係る取扱店舗の責務等

(１)町が別途提供するマニュアルに基づき、クーポン券と引換えに商品の提供を行います。また、取扱いに関する町の指示を遵守します。

(２)クーポン券を利用できることが明確になるよう、町が提供する取扱店舗証を見えやすい場所に掲示します。 (３)クーポン券を用いた取引を行う場合は、以下に定める事項を善良な管理者の注意義務をもって必ず確認します。

①クーポン券の利用期間（令和７年８月１日（金）～令和７年12月31日（水））

②クーポン券を利用する対象が「精米・玄米・包装米飯（ご飯パック）」（以下、「主食用米」という。）であること

(４)クーポン券を現金と交換しません。

(５)クーポン券による支払いで不足する分は、現金等で収受します。

(６)クーポン券を利用して購入した商品の現金による返金はしません。

(７) 他の割引企画との併用を不可とする場合など、店舗独自の制限等を設ける場合、あらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示します。

(８)クーポン券を提示した利用者に対し、クーポン券の使用を拒否する、手数料を上乗せして請求する等、クーポン券利用者に不利となる差別的扱いを行いません。（(７)に記載の場合を除く）。

(９)取扱店舗は、有効なクーポン券を利用しようとする利用者からクーポン券の利用に関し、苦情または相談を受けた場合、取扱店舗とクーポン券利用者との間において紛議が生じた場合または法令に違反する取引の指導を受けた場合には、取扱店舗の費用と責任をもって対処し、解決にあたります。

(10)取扱店舗が利用者の不正利用を知り得ながらクーポン券を受け取ること、利用者に不正を促すこと等により取扱店舗または利用者が不正に利益を得た疑いがあると町が認めた場合、町は調査が完了するまで当該取扱店舗におけるクーポン券精算代金の支払いを保留することができるものとします。また、取扱店舗または利用者が不正に利益を得た場合、取扱店舗は、受け取ったクーポン券の金額について一切の責任を負い、町へ当該金額を返還します。

(11)町が必要に応じて報告や立入等の調査を求めた場合にはこれに協力します。

２ 反社会的勢力ではないことの表明・確約

私は、次のとおり、反社会的勢力でないことを表明し確約いたします。なお、次の(1)の各号のいずれかに該当し、若しくは(2)の各号のいずれかに該当する行為をし、また本表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、町との取引が停止され、または助成金の交付を解除されても異議を申し立てません。また、これにより損害が生じた場合でも、一切私の責任といたします。

(1)現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

①暴力団

②暴力団員

③暴力団関係者

④その他前各号に準ずるもの

(2)自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

①反社会的勢力に対する資金提供など、反社会的勢力と密接な関係を持つ行為

②暴力的な要求行為

③法的責任を超えた不当な要求行為

④取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

⑤風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて町の信用を毀損し、または町の業務を害する行為

⑥その他前各号に準ずる行為

３ 助成金の委任

本事業においてクーポン券を町民が利用したとき、取扱店舗は当人から町に対する助成金の請求に関して委任を受けたものとし、商品の取引金額から割引を行うことに了承します。

４ 誓約事項

(１)登録する店舗は余市町内に立地し、主食用米を陳列販売する店舗・施設です。

(２)商品の販売なくクーポン券の換金を行いません。

(３)主食用米以外の支払いを受け付けません。

(４)クーポン券の取扱方法については、レジ担当者をはじめクーポン券を取り扱うすべての関係者に周知します。

(５)クーポン券の利用期間中（令和7年8月1 日（金）～令和7年12月 31 日（水））は、取扱店舗として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限りは途中辞退はいたしません。

(６)本紙参加条件書に記載されている内容に同意し、遵守します。また、登録完了後、取扱店舗マニュアルに記載されている内容に従い、本事業の業務を進めます。

(７)クーポン券の利用に際して、利用者からの苦情や紛争が生じ、取扱店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。

(８)クーポン券の取扱いに関して町からの改善要請等があった場合にはそれに従います。

(９)申込内容や取引に疑義が生じた場合は、調査に協力します。

(10)この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に違反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は申し立てません。

(11)事業の実施にあたって、町の決定に従わない場合は、取扱店舗としての登録を取り消すこととなっても異議は申し立てません。

(12)店舗名・所在地・電話番号の公表（ホームページ・チラシ等に掲載）について同意します。

なお、これらの誓約事項に違反した場合、利用者への不利益を与える行為や故意により町に対して損害を与える行為等を行った場合は、換金の拒否、取扱店舗登録の取消及び損害賠償の求めに応じます。

私は上記内容を宣言の上、余市町お米クーポン券取扱店舗に参加いたします。

店舗名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　店舗住所

事業者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者